

第1条（目的）

一般社団法人新潟ニュービジネス協議会（以下「当法人」という。）が定款第19条に規定する理事に関して、定款第21条の規定に基づき職務の円滑な執行を図ることを目的に、その職務担当に関する事項を本規程に定める。

第2条（会長の職務）

会長の職務は、次のとおりとする。

- （1）代表理事として当法人の会務を統括し、内部的、対外的な業務執行権限を有する。
- （2）定時総会および理事会を招集して議長となる。

第3条（筆頭副会長、副会長の職務）

筆頭副会長および副会長の職務は、次のとおりとする。

- （1）会長を補佐する。
- （2）会長が事故あるときは筆頭副会長が代表理事として会長の職務にあたる。筆頭副会長が職務を代行できない時は、あらかじめ会長が指名した順序の副会長が職務を代行する。
- （3）当法人の委員会運営を監督する。各副会長の担当する委員会は理事会で定める。
- （4）筆頭副会長は、理事会の決議によって副会長の中から選任する。

第4条（専務理事の職務）

専務理事の職務は、次のとおりとする。

- （1）会長および副会長を補佐する。
- （2）業務執行理事として、組織運営や業務全般の管理、総合調整を行う。

第5条（理事の職務）

代表理事、業務執行理事を除く理事の職務は、次のとおりとする。

- （1）理事会における議決権の行使等を通じ、当法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、他の理事の職務の執行を監督する。

第6条（その他）

本規程に定めのない事項は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- （1）この規約は、令和7年3月28日から実施する。